

# 違法情報ガイドラインの改定について

---

総務省 情報流通振興課

令和8年6月

## (1) なりすまし型偽投資広告関係 (刑法)

- 令和7年のSNS型投資詐欺の認知件数は9,523件(前年比3,110件増)、被害額1,288億円(前年比416.9億円増)と前年から増加。接触手段としてはバナー等広告が最多(3,785件)で、令和7年3月以降増加傾向。
- 令和7年6月に施行した刑事デジタル法(※)により、電子データをもって作成される文書の偽造等の罪(刑法：私電磁的記録文書等の偽造罪・行使罪)が創設され、なりすまし型偽投資広告も同罪に該当し得る。

(※) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)(令和7年6月12日施行)

### 改定内容

((1)、(2)はインターネット・ホットラインセンターのホットライン運用ガイドライン改訂とも連携)

#### 追加

「なりすまし型偽投資広告」  
を新たに追加

## (2) 「送金犯罪」の依頼・誘引関係 (犯罪による収益の移転防止に関する法律)

- 近年、特殊詐欺等の犯罪を実行する犯罪グループがその被害金について、他人から預貯金口座を譲り受けるのではなく、他人に依頼して、マネー・ローンダリングをさせる新たな手口(「送金犯罪」)がみられる。
- 令和8年6月10日、犯収法の一部を改正する法律が公布され、同法において、上記依頼行為等に対する罰則が創設された(令和8年7月10日施行)。

#### 追加

「送金犯罪」の依頼・誘引  
行為」を新たに追加

## (3) 化粧品に関する広告関係

### (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

- 化粧品は、輸入品を含め、効能・効果等に関する虚偽誇大広告の禁止など薬機法に基づく広告規制の対象となる。近年、化粧品に係るインターネット上での違反広告が見られるとの指摘が上がっており、化粧品の広告の適正化が求められている。

(※) 化粧品の国内市場規模は約3兆円弱であるが、近年は諸外国からの輸入が大きく増加している傾向にある。

#### 修正

#### (記載の明確化)

「医薬品・化粧品・医療機器等の効能・効果等に関する虚偽・誇大広告」  
の記載の明確化

## 2-1-3. 特殊詐欺等関係

- (1) 略
- (2) 略

### (3) なりすまし型偽投資広告（偽造私電磁的記録文書等行使の罪（刑法（明治40年法律第45号）第161条第1項、第159条第1項第2号、第3項）

著名人の名義を無断で使用して虚偽の投資実績を紹介する内容を表示するなどして偽造された事実証明に関する電磁的記録文書等をインターネット上に流通させるなどして行使した場合、関係法令に違反し得る。投資に関する広告に関し、下記①から③までの要件を満たす場合には、偽造私電磁的記録文書等行使の構成要件を満たすなりすまし型偽投資広告を掲載する行為に該当する情報であると判断することができる。

なお、「電磁的記録文書等」とは、文書等（文書又は図画）として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。

#### ① 権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等であること

「権利義務に関する電磁的記録文書等」とは、権利義務の発生、変更、消滅の要件になる文書あるいはその原因となる事実について証明力のある電磁的記録文書等であり、「事実証明に関する電磁的記録文書等」とは、社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる電磁的記録文書等である。

例えば、

- ・ 具体的な投資先に投資を行い利益が出たことを記載するなど投資実績を表示する広告
- ・ 名義人が開催するセミナーの参加者が投資により具体的に利益が出ていることを表示したセミナー勧誘広告

は、「事実証明に関する電磁的記録文書等」に該当し得る。

#### ② 偽造されたものであること

「偽造」とは、電磁的記録文書等の名義人と作成者との間の人格の同一性を偽ることである。

例えば、

- ・ 実在する著名人の同意を得ることなく、当該著名人の名前を使用するなどして、当該著名人になりすまし、当該著名人が名義人となった前記①で例示したような広告

は、「偽造」に該当し得る。

#### ③ 行使したこと

「行使」とは、偽造電磁的記録文書等を真正なものとして使用することである。

例えば、

- ・ SNS上に前記①及び②に該当する電磁的記録文書等を掲載する行為

は、「行使」に該当し得る<sup>注</sup>。

注：SNS上に投稿した広告のリンク先に、前記①及び②に該当する電磁的記録文書等を掲載する行為も偽造私電磁的記録文書等の「行使」に該当し得る。

## 2-1-4. 犯罪実行者の募集関係

- (1) 略
- (2) 略

### **（３）「送金犯罪」注の依頼又は誘引行為（犯罪収益移転防止法第32条第1項及び第2項後段）**

「送金犯罪」の依頼等の情報をインターネット上で流通させた場合、関係法令に違反し得る。

次のすべてを満たす情報は、当該情報をインターネット上に流通させる等の行為が犯罪収益移転防止法違反（「送金犯罪」の依頼等）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

#### **（「送金犯罪」をするよう依頼又は誘引する行為：犯罪収益移転防止法第32条第1項関係）**

- 「送金」、「振込み」、「暗号資産の移転」等の預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転することを意味する表現が記載されていること
- 「有償」、「報酬」、「即金」、「手数料」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- 「副業」、「案件」、「バイト」、「送金するだけ」、「送金してください」等の依頼又は誘引する表現が記載されていること

#### **（「送金犯罪」の実施を自己に依頼するよう誘引する行為：犯罪収益移転防止法第32条第2項後段関係）**

- 「送金」、「振込み」、「暗号資産の移転」等の預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転することを意味する表現が記載されていること
- 「有償」、「報酬」、「即金」、「手数料」等の有償であることを意味する表現が記載されていること
- 「副業」、「案件」、「バイト」、「送金します」等の誘引する表現が記載されていること

注：通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で預貯金口座等の金融サービスを利用して自己以外の者に財産を移転する行為のこと。「送金バイト」等と表記されることもある。

## 2-1-2. 薬物関係

### (1)～(4) (略)

### (5) 未承認医薬品等の広告、医薬品・化粧品・医療機器等の効能・効果等に関する虚偽・誇大広告

インターネット上で、承認又は認証を受けていない医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「未承認医薬品等」という。）を広告した場合や、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品・化粧品・医療機器等」という。）の効能・効果等について虚偽・誇大に広告した場合、関係法令に違反し得る。

医薬品医療機器等法において、医薬品・化粧品・医療機器等の該当性については①のとおりとされている。また、広告該当性については②のとおりとされている。したがって、①に当たる製品についての②の要件を満たす情報であって、製品が医薬品医療機器等法における承認等を得ていない場合や、製品の効能・効果等に関して虚偽・誇大な表現を用いる場合、当該情報がインターネット上に流通する等の広告が行われると、医薬品医療機器等法違反（未承認医薬品等の広告、虚偽・誇大広告）の構成要件に該当する情報であると判断することができる。

虚偽・誇大広告に当たるものの解釈については、「医薬品等適正広告基準の改正について」（平成29年9月29日薬生発0929第4号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「医薬品等適正広告基準の解説及び留意事項等について」（平成29年9月29日薬生監麻発0929第5号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）を参照することができる。

なお、海外の規制当局により品質等が確認された製品についても、医薬品医療機器等法の規定に基づき、わが国において医薬品や医療機器として承認等を得ていない製品は、未承認医薬品等である。また、海外製の医薬品・化粧品・医療機器等についても、インターネット上の広告も含め、未承認医薬品等の広告及び虚偽・誇大広告の禁止に関する規律は適用される。

### ① 医薬品・化粧品・医療機器等の該当性

- 医薬品・化粧品・医療機器等の定義については、医薬品医療機器等法の第2条第1項から同条第9項までに示されている。
- 次のいずれかを満たす場合には、医薬品に該当する（医薬品医療機器等法第2条第1項）。
  - ア～ウ (略)
- イ及びウについては、通常人の理解において、個々の製品がイ及びウの目的を有すると認められるか否かについて、成分本質（原材料）、形状及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びにホームページ上の記述等から、総合的に判断される。
- 食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示（令和2年3月31日薬生監麻発0331第9号監視指導・麻薬対策課長通知）別添1「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に掲載されている成分本質（原材料）を含むもので、人が経口的に服用するものであれば、原則医薬品に該当する。
- また、いわゆる健康食品と称するものや医薬品ではない旨の表現がなされているものであっても、通常人が医薬品としての目的を有するものと認識する場合には、当該製品は医薬品に該当する。（最判昭和57年9月28日刑集36巻8号787頁、最判昭和63年4月15日刑集42巻4号758頁）
- 新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物に係る薬物名が記載されている場合、または当該指定薬物に係る製品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報（画像等による対象物のパッケージ等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかである場合には、当該製品は危険ドラッグに係る未承認医薬品に該当する。
- 化粧品については、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なもの」が該当する（医薬品医療機器等法第2条第3項）。
- ただし、医薬品としての使用目的を有するものは、医薬品医療機器等法第2条第3項の規定において化粧品の定義から除かれているところであり、それらについて、医薬品としての承認等を受けていなければ、その広告は禁止されている未承認医薬品の広告に当たるものである。
- 医療機器については、「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等（再生医療等製品を除く。）であって、政令で定めるもの」と定義されている（医薬品医療機器等法第2条第4項）。

### ② 広告該当性（以下略）